

令和5年度版 富士河口湖町 移住支援金の手引き・チェックリスト

令和5年度受付

令和5年12月25日(月)までに申請をしてください。

富士河口湖町政策企画課

2023.8 ver.1

移住支援金とは

富士河口湖町への移住定住の促進、及び中小企業等における人手不足の解消を図るため、東京圏から町内に移住し、かつ就業又は起業した者に対し、富士河口湖町移住支援金を交付します。

単身 60万円	世帯 100万円	子育て 世帯加算 ※100万円
------------	-------------	-----------------------

※18歳未満の世帯員一人につき最大

移住支援金の支給額を含むルールへの適用は、転入日により決定されます。申請日ではありませんので、ご注意ください。なお、転入日は住民登録の異動日(住民票に記載される住民となった日)を指します。

例) 転入日:令和6年3月1日=申請日:令和6年4月10日の方 令和5年度ルール適用

転入日:令和6年4月3日=申請日:令和6年4月10日の方 令和6年度ルール適用

対象者

支援金の交付対象者は、移住等に関する要件を満たし、かつ、就業に関する要件テレワークに関する要件または起業に関する要件のいずれかに該当し、世帯の申請をする場合にあっては、世帯に関する要件を満たす者となります。

要件

本制度は「移住元要件」と「移住先要件」の両方を満たす方が対象となります。要件を満たすチェックリストを末尾に掲載しておりますので、事前にご自身にてチェックをしてください。

支援金の返還 移住支援金の交付申請に関する誓約事項

1 山梨県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、山梨県及び富士河口湖町から求められた場合には、応じること。

2 以下の場合には、山梨県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業及び起業支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還すること。

(1)移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合:全額

(2)移住支援金の申請日から3年未満に富士河口湖町以外の市区町村に転出した場合:全額

(3)山梨県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業及び起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合:全額

(4)移住支援金の申請日から3年以上5年以内に富士河口湖町以外の市区町村に転出した場合:半額

(就業の場合のみ)

(5)移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合:全額

申請時添付書類

本人確認書類の写し ※下記「公的身分証明書について」をご覧ください。

戸籍謄本

戸籍の附票(移住元要件の場合は、過去10年間のうち5年間は23区内に住所があったことが分かること。婚姻などにより、同一の自治体で複数発行していただく場合や、複数の自治体で発行していただく場合があります。)

富士河口湖町転入後の住民票謄本(世帯全員)

【世帯としての申請の場合】

富士河口湖町へ転入前の住民票除票(世帯全員)

【移住元要件が東京23区内への通勤の場合】

富士河口湖町転入前に勤務していた企業等の退職証明書(勤務年数のわかるもの)

【外国人の方の場合】

在留カード又は特別永住者証明書の写し

上記書類に加え、いずれか一つ

① 転入後就業要件の添付書類

就業証明書(様式第2号)

② テレワーク要件の添付書類

就業証明書(様式第3号)

③ 転入後起業要件の添付書類

山梨県の発行する起業支援金の交付決定通知書の写し

公的身分証明書について

本人確認に使用する公的な身分証明書は、下記のものとなります。申請時に添付が必要です。

■1点のみで良いもの	
・運転免許証 ・パスポート ・写真付き住民基本台帳カード ・マイナンバーカード(通知カード不可) 等	
■2点必要なもの(AとBから1点ずつ、又はAから2点)	
A	・健康保険被保険者証 ・国民健康保険被保険者証 ・その他被保険者証 ・国民年金手帳 ・厚生年金保険年金手帳 ・その他年金手帳、証書
B	・学生証(写真付き) ・会社等の身分証明書(写真付き) ・国、県、市町村等が発行する資格証明書

申請の期限

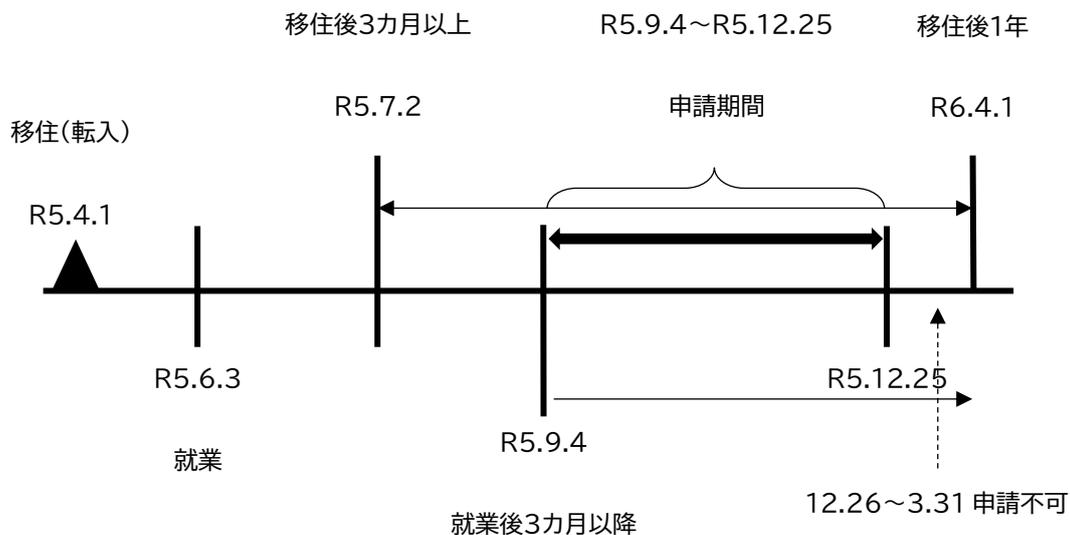
令和5年12月25日(月)までに申請をしてください。

※ただし、予算の状況によっては期限を変更する可能性がありますので、申請要件を満たしている場合は、なるべく早めに窓口へ相談の上、申請してください。

※上記期限後の受付については、新年度以降の募集となります。ただし、転入後1年を経過した場合には、受付できません。

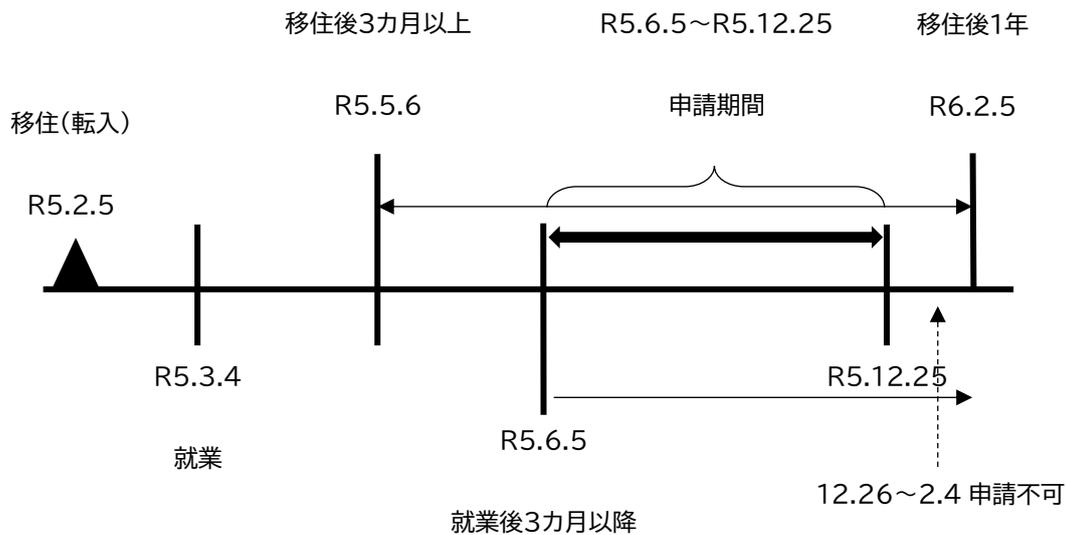
○パターン1

令和5年4月1日に転入し、同年6月3日に対象企業に就業した場合



○パターン2

令和5年2月5日に転入し、同年3月4日に対象企業に就業した場合



お手続きの流れ

以下標準的な移住支援金のお手続きの流れとなります。転入3カ月以後かつ就業開始3カ月以後、さらに転入から1年以内に申請が必要です。ただし申請日には期限があります。



※1 要件を満たす場合のみ。申請時にはチェックリストも併せてご提出ください。

※2 交付までに数カ月程度要します。

問い合わせ先・申請書の提出先

○富士河口湖町政策企画課企業誘致・まちづくり推進係 0555-72-1129

富士河口湖町船津 1700 富士河口湖町役場政策企画課 2F 窓口

○提出方法 町役場政策企画課へ直接提出

富士河口湖町移住支援金対象要件 事前チェックリスト

こちらのチェックリストは富士河口湖町へ移住支援金を活用し、移住を検討される皆様へ、申請前のミスマッチを軽減し、スムーズな申請へとつなげるために作成しました。

■チェックリストの使い方

①移住支援金の申請は転入後3カ月以降からお手続き可能となります。以下の要件をご確認の上、チェックをしてください。

②要件を満たす場合には、申請時にこちらのチェックリストを一緒にご提出ください。

※移住及び仕事に関する要件を満たす必要があります。

※こちらの制度は、申請した日から5年以上継続して、富士河口湖町に居住する意思があることを条件とします。

■移住元に関する要件：次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

①	当町に移住する直前の10年間のうち通算5年以上、かつ、移住する直前に連続して1年以上、「東京23区内に在住※していたこと」	<input type="checkbox"/>
②	当町に移住する直前の10年間のうち通算5年以上、かつ、移住する直前に連続して1年以上、「東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住※し、東京23区内へ通勤をしていたこと」	<input type="checkbox"/>
③	東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住※しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方は、通学期間も対象期間として加算可能です。	<input type="checkbox"/>

⇒申請時には申請者に係る移住元の「住民票の除票」及び「戸籍の附票の写し」、「住民票の写し」の提出が必要となります。

⇒通学の場合には卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類)の提出が必要となります。

※「在住」とは「住民登録をしていること」とする。

「東京圏のうちの条件不利地域」についてはこちらから

※内閣府移住支援金 HP へつながります。



■移住先に関する要件：次に掲げる事項の全てに該当すること。

(1)	移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。	<input type="checkbox"/>
(2)	富士河口湖町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。	<input type="checkbox"/>

■その他の要件：次に掲げる事項の全てに該当すること。

(1)	暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。	<input type="checkbox"/>
(2)	日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。	<input type="checkbox"/>

■移住後の仕事状況について要件があります。以下の①～④いずれかをお選びください。

① マatchingサイトで就業先を決定し、移住後に就業する場合

⇒ ■就業に関する要件 1)一般の場合 ハ

② 「プロフェッショナル人材事業」又は「先導的人材マatching事業」を利用して就業する場合

⇒ ■就業に関する要件 2)専門人材の場合 ハ

③ テレワークで移住元から就業を続ける場合 ⇒ ■テレワークに関する要件 ハ

④ 町内にて起業する場合 ⇒ ■起業に関する要件 ハ

■就業に関する要件

1)一般の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア)	勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。	<input type="checkbox"/>
(イ)	<p>就業先が、山梨県が移住支援金の対象として「山梨県移住支援・就業マatchingサイト」、又は他の道府県における同様のサイトに掲載している求人であること。 ※他の道府県での掲載求人の場合には内容証明が必要です。</p> <p>「山梨県移住支援・就業マatchingサイト」はこちら </p>	<input type="checkbox"/>
(ウ)	就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。	<input type="checkbox"/>
(エ)	週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。	<input type="checkbox"/>

(オ)	上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。	<input type="checkbox"/>
(カ)	当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。	<input type="checkbox"/>
(キ)	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。	<input type="checkbox"/>

⇒申請時には就業証明書(様式第2号)の提出が必要となります。

2) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア)	勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。	<input type="checkbox"/>
(イ)	週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。	<input type="checkbox"/>
(ウ)	当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。	<input type="checkbox"/>
(エ)	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。	<input type="checkbox"/>
(オ)	目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。	<input type="checkbox"/>

⇒申請時には就業証明書(様式第2号)の提出が必要となります。

■テレワークに関する要件：次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア)	所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。	<input type="checkbox"/>
(イ)	地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。	<input type="checkbox"/>

⇒申請時には就業証明書(様式第3号)の提出が必要となります。

■起業に関する要件

	1年以内に山梨県が県実施要綱に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。	<input type="checkbox"/>
--	---	--------------------------

■世帯に関する要件(世帯向けの金額を申請する場合のみ)：次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア)	申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。	<input type="checkbox"/>
(イ)	申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。	<input type="checkbox"/>

(ウ)	申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。	<input type="checkbox"/>
(エ)	申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。	<input type="checkbox"/>

⇒申請時には申請者に係る移住元の「住民票の除票」及び「戸籍の附票の写し」、「住民票の写し」の提出が必要となります。過去5年間の履歴を確認するものです。

■子育て世帯加算に関する要件(子育て世帯加算金額を申請する場合のみ)：次に掲げる事項の全てに該当すること。

	※世帯員としての認定については「世帯に関する要件」を参照 ・申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満かどうかで判断する。ただし、申請日が属する年度の4月2日が18歳の誕生日の者は対象とする。	<input type="checkbox"/>
--	---	--------------------------

⇒申請時には申請者世帯員の情報を確認いたします。

申請時にチェックリストを一緒にご提出ください。